

【商品情報の連携に関する宣言】

我が国に流通する商品の情報は、複雑なサプライチェーンを経る中で都度管理されており、一意性が確保できないことによる管理コストが現場の人手不足を増幅させ、デジタル化の取組を阻害しています。

これらの課題を乗り越え、次世代の商品情報授受を実現させるためには、協調領域における製配販の各層・各社の協力が不可欠です。

我々は、消費財サプライチェーンの効率化・付加価値向上に向け、その基本となる商品情報について、以下の 5 原則に沿って共有を進めます。

- ① 消費者に対する商品情報の説明責任
- ② 共通情報での協調
- ③ ブランドオーナーによるシングルインプット
- ④ 一括取得・共同利用
- ⑤ 一意に識別可能な商品の共通 ID の利用

商品情報の共有に当たっては、対象となる項目や連携の時期、GTIN 設定の在り方などについて、サプライチェーンを構成する企業間での合意形成が必要となります。2025 年度に、経済産業省主催で設置される「商品情報連携会議（仮称）」において、実効性の伴うガイドラインを国主導で策定いただくことを求めると共に、我々もその議論に積極的に参加することを約し、商品情報連携の実現を目指します。

<賛同宣言企業一覧>※2025 年 3 月 14 日現在

- ・ A 株式会社
- ・ B 株式会社
- ・ 株式会社 C 社
- ・
- ・
- ・
- ・

<賛同団体>※2025 年 3 月 14 日現在

- ・ A 協会
- ・ 一般社団法人 B 協会
- ・ 一般社団法人 C 協会
- ・ D 協会
- ・
- ・